

# 特別利用契約約款

株式会社 CATV 富士五湖

# CATV富士五湖特別利用契約約款

株式会社CATV富士五湖（以下「当社」という）と当社が行う放送衛星及び通信衛星経由による番組の特別利用サービスを受ける者（以下「利用者」という）との間に結ばれる特別利用契約（以下「本契約」という）は以下の条項によるものとします。

## 第1条（サービスの提供）

当社は利用者に対し次のサービスを提供します。

- （1）通信衛星（CS）経由による番組を当社の自主放送とし、当社の有線テレビジョン放送施設により利用者に送信します。
- （2）放送衛星（BS）経由による番組について、利用者に送信する。ただし、受信料はNHK又は、日本衛星放送株式会社（WOWOW）と利用者との契約とします。

## 第2条（契約の単位）

本契約の視聴単位は、当社が所有または管理する端末機（セットトップボックス）毎とし、当社のテレビ加入契約（以下「加入契約」といいます）の締結を基本条件とします。

2. 不特定多数の者の用に供する場所及び入場料を徴収する場所は、本契約が出来ないものとします。
3. ホテル・病院・福祉・レジャー施設等の法人業務施設に本サービスの全部または一部を再送信する場合には別途業務契約を行うものとします。当社に無断で本サービスを再送信した場合は、当社は利用者には、その損害の賠償を求めることができるものとします。

## 第3条（本契約の成立等）

本契約は、当社所定の手続きを終了後、当社及び利用者共に契約を承諾した時をもって成立するものとします。ただし、当社は利用申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

1. 利用申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
2. その他利用申込者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合
3. 利用申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

## 第4条（端末機の設置費及び料金等）

利用者は第1条に定めた当社のサービスを受けるにあたり、端末機は自ら設置を行う場合を除き、当社または当社が指定する業者が取り付けを了承するものとします。

2. 端末機の利用料並びに設置費用は別表1の当社の定める料金とします。
3. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して14日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
4. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヶ月前までに利用者へ通知します。

#### 第5条（セットトップボックス）

1. 利用者は当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品（以下「STB」という）を、当社より購入または別表1のレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、付属のデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）およびCATV専用ICカード（以下「C-CASカード」という）の取扱いについては、第19条の規定によるものとします。
2. 前項により利用者が当社より購入したSTBについては、STB設置工事完了日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、利用者がSTBを本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。
3. 第1項により利用者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、利用者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、利用者は当社のSTB販売価格相当分を当社に支払うものとします。また当社が認める場合を除き、利用者はSTBの交換を請求できません。
4. 第1項により当社よりSTBの貸与を受ける利用者は、解約時に当社にSTBを返還するものとします。
5. 利用者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6. 集合住宅の入居者で、第2条第1項に規定する本契約締結の基本条件を満たさない利用希望者については、特例として10,000円のSTB保証金を預かることにより利用を認めるものとします。

#### 第6条（施設の設置および費用負担）

1. 当社は本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設、（以下「当社施設」という）を所有しその設置に要する費用を負担します。
2. 利用者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「利用者施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし利用者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 利用者施設の設置工事を当社が行った場合には、利用者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。

#### 第7条（料金の支払い方法）

1. 利用者は、別表1に定める設置費用について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
2. 利用者は、別表4に定める利用料の支払いを口座振替により、利用月の翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
3. 第5条第1項によりSTBを購入した場合、別表1に定めるCASカード管理費を1年分前納するものとし、次年度以降も同様とすることに同意するものとします。
4. 利用者は、前3項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

#### 第8条（サービス提供の停止による損害の賠償）

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

1. 天災・事変
2. 放送衛星、通信衛星の降雨雪減衰を含む機能停止
3. その他当社の責めに帰することのできない事由

#### 第9条（責任事項）

当社は当社施設を有線テレビジョン放送法施行規則に適合するよう維持管理し責任を負います。なお利用者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

#### 第10条（便宜の供与）

利用者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、利用者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

#### 第11条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

利用者は、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

#### 第12条（故障）

1. 当社または当社の指定する業者は、利用者から提供するサービスに異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、利用者のテレビ（以下「受信機」という）に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 利用者は、利用者施設の修復に要する費用の負担をするものとします。
3. 利用者は、利用者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第13条（一時中止及び再開）

本契約の一時中止とは、利用者が第1条の（1）のサービスを受けない旨を当社が承諾した場合をいい、再開とは利用者が第1条の（1）のサービスを改めて受ける旨を当社が承諾した場合をいいます。

2. 利用者は、当社のサービスの提供の一時中止をするとき、設置費用、利用料に残債務がある場合は事前に精算するものとします。なお、中止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
3. 利用者が第1条の（1）のサービスを一時中止し、第1条（2）のサービスのみ継続を希望する場合、その利用料は第7条に定める方法により当社に支払うものとします。
4. 利用者が第1条のサービスをすべて中止する場合は、当社はサービスの停止をするとともに貸与機器がある場合は、これを撤去します。

#### 第14条（設置場所の変更）

利用者は、次の場合に限り、STBの設置場所を変更できるものとします。

- 1) 変更先が同一建物内となる場合
  - 2) 変更先が当社の業務区域内であり、利用者の当社加入契約の設置場所変更に伴って行われる場合
2. 利用者は前項の変更に必要な費用を負担するものとします。

#### 第15条（名義変更）

当社は次の場合には、利用者の名義変更を認めるものとします。

1. 同一世帯を構成する加入契約者からの相続または同一建物を使用する組織の代表者変更、合併、改称等、特に当社が認める場合にのみ、名義を継承できるものとします。
2. 前項の規定以外で、第5条第1項により利用者が購入したSTBについては譲渡ができるものとします。ただし、当該変更日までに残債務がある場合は利用者が精算するものとします。

3. 前項の規定により譲渡を行う場合は、貸与を受けたB-CASカードおよびC-CASカードは第19条の規定により速やかに返却するものとします。

#### 第16条（利用申込書記載事項の変更）

1. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された内容に基づいたサービスの提供を開始します。
2. 前項の外、利用者は、申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座および名義人の変更がある場合には、当社が指定する届出書により申し出るものとします。
3. 利用者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第3条の規定に準じて取り扱うものとします。

#### 第17条（利用者による解約）

1. 利用者は、本契約を解約しようとする場合は、当社が指定する届出書により申し出るものとします。
2. 第1項による解約の場合、利用者は、第7条第1項、第2項による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
3. 第7条第3項に該当する料金については月割りとして当該解約の日の属する月以降については返金いたします。

#### 第18条（本契約の解除）

当社は、利用者が次の各項に該当する場合には、当社は利用者に催告の上、または利用者の都合により当社から利用者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、本契約を停止もしくは解除することができるものとします。なお、解除の際、利用者は、当社が本契約の解除を催告した日の属する月までの利用料を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。ただし、当該利用者が第5条第6項のSTB保証金を当社に預け入れている場合には、当社はそのSTB保証金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。

- 1) 利用者または第7条第4項の第三者が本契約に定める料金の支払い義務を怠った場合
- 2) その他この契約に違反したと認められる場合
- 3) 電力・電話の無電柱化等、当社、利用者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は利用者にあらかじめ理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。
- 4) 前四項目により本契約を解除した場合に、利用者が別途支払ったNHKの衛星受信料、株式会社WOWOW加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第19条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて）

1. B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款（KB0008C）」に定めるところによります。
2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する利用者は、STBの購入、貸与の別にかかわらず、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、利用者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は利用者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、利用者が賠償するものとします。

4. 利用者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

#### 第20条（利用者個人情報の取扱い）

当社は、保有する利用者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）およびこの約款の規定に基づいて適正に取扱います。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する利用者個人情報に関し、利用目的、利用者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、利用者個人情報を取扱うとともに、保有する利用者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### 第21条（利用者個人情報の利用目的等）

当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、利用者個人情報を取扱います。

- 一、サービス契約の締結
  - 二、サービス料金の請求
  - 三、サービスに関する情報の提供
  - 四、サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - 五、STBの設置およびアフターサービス
  - 六、サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
  - 七、サービスの提供に関連しての委託業務
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて利用者個人情報を取扱うことはありません。
    - 一、法令に基づく場合
    - 二、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - 三、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - 四、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  3. 当社は、保有する利用者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
    - 一、本人が書面等により同意した場合
    - 二、第22条の規定により利用者個人情報の取扱いを委託する場合
  4. 当社は、第3項により第三者に利用者個人情報を提供する場合においては、利用者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の利用者個人情報の安全管理（以下「利用者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
  5. 当社は、本人から、当社が保有する利用者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いて

あるとき、または本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

- 一、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二、当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- 三、国の機関または地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第 22 条（利用者個人情報の取扱いの委託）

当社は、利用者個人情報の取扱いの一部を委託することがあります。

2. 前項の委託をする場合は、利用者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等と内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. 当社は、第一項の委託先との間で、第 21 条第 4 項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

#### 第 23 条（安全管理措置）

当社は、利用者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の利用者個人情報の安全管理のため、利用者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第 10 条から第 15 条までに定める措置をとります。

#### 第 24 条（本人による開示の求め）

本人は、当社に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る利用者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
  - 一、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二、当社または当社の委託する業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 三、他の法令に違反することとなる場合
3. 当社は、前項の規定に基づき利用者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

#### 第 25 条（本人による利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の利用者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- 一、当社が保有する利用者個人情報の訂正、追加または削除
  - 二、利用者個人情報の利用の停止
  - 三、利用者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
  3. 当社は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく通知します。

#### 第 26 条（本人確認と代理人による求め）

当社は、第 21 条第 5 項、第 25 条第 1 項または第 26 条第 1 項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2. 本人は、第 21 条第 5 項、第 25 条第 1 項または第 26 条第 1 項の求めを、代理人によって行うことができます。

#### 第 27 条（本人の求めに係る手数料）

当社は、第 21 条第 5 項および第 25 条第 1 項の求めを受けた場合は、別表 2 に定める手数料を請求します。

2. 前項の手料は、当社から本人（利用者または加入契約者に限る）に対して、通知または開示をした月の利用料金と合わせて収納します。
3. 利用者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

#### 第 28 条（苦情処理）

当社は、利用者個人情報に関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは、宣言書に規定します。

#### 第 29 条（本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）

当社は、第 21 条第 5 項、第 24 条第 1 項または第 25 条第 1 項に基づく求め、第 28 条に基づく苦情の受け付け、その他利用者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

#### 第 30 条（保存期間）

当社は保有する利用者個人情報の保存期間を別表 3 に定め、これを超えた利用者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

#### 第 31 条（利用者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

当社は、当社が取り扱う利用者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実を本人に通知します。

2. 当社は、当社が取り扱う利用者個人情報の漏えい、滅失またはき毀があった場合には、速やかに事実関係および再発防止対策につき公表します。
3. 前二項の規定は、通知または公表することにより、第 24 条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

#### 第 32 条（サービスの停止）

当社は、本契約のうちで第 1 条（1）の契約が極端に少ないと認めた場合は、その送信を停止することができるものとする。ただし、利用者には 1 ヶ月以上前に文書にてその旨を申し出るものとします。

#### 第 33 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社及び利用者は本契約の締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

#### 【視聴料のお支払い】

- 1) 日本衛星放送株式会社（以下「WOWOW」という。）の視聴料は、WOWOWに口座振替にてお支払いいただきます。
- 2) その他のSTB利用料、チャンネル利用料は株式会社CATV富士五湖に口座振替によりお支払いいただきます。

山梨県富士吉田市中曽根 4-10-26  
株式会社CATV富士五湖  
代表取締役 武川 以爾身



# 特別利用契約申込書

私は、株式会社CATV富士五湖の特別利用契約約款を承諾のうえ申し込みます。

申込日	平成	年	月	日
BS/CS放送 申込者	(フリガナ)			印
	(氏名)			
住所				
電話番号	— —			
CATV加入契約主 契約者名	(フリガナ)			
	(氏名)			
加入登録No.	※CATV記入欄			

1) セットトップボックス(STB)の利用形態

(選択)  STBレンタル  STB購入

2) 希望サービス

(選択)  BSコース  CSプラス

3) 個別有料契約 チャンネル名

4) アダルト番組視聴制御  制限する

5) ペイパービュー視聴制御  制限する  制限しない

※CATV利用情報欄

STB 本体 ID	
B-CASカード No.	
C-CASカード No.	

割  
印



別表 1 加入工事料金表および利用料金表

加入種別	加入工事金	利用料金/月	割増利用料	備 考
1. 一般契約	73,500円	2,100円	4台目より 105円/台	戸建住宅等の家屋
2. 集合A契約(1室)	31,500円	2,310円		アパート・マンション等の家主様一括契約 視聴料は家主様口座一括支払い
3. 集合B契約(1棟)	0円	2,625円		県・市営住宅等の公的集合住宅の団体契約 視聴料は口座一括支払い
4. 集合C契約(1棟)	73,500円	2,100円		ホテル・病院・寮・会社・その他
割増加入料(1端子)	15,750円		2台目より 420円/台	
5. 集合D契約(1棟)	73,500円	2,100円		民宿・その他
割増加入料(1端子)	15,750円		2台目より210円/台	
6. 特種契約	73,500円	1,050円		別荘・自治会館等の施設 視聴料は年額一括前払い
7. 臨時契約	31,500円	2,625円		期間は6ヶ月以内となります。 視聴料は契約期間分の前納一括支払い
8. 各種工事代金および手数料				
1) 移設工事		21,000円	加入場所の変更、建替え等に伴う外線工事	
2) 増設工事		21,000円	加入場所でのテレビ1回線の増設工事(工事内容により変動あり)	
3) FM工事		15,750円	加入場所でのFM放送のための回線の増設工事	
4) インターネット工事		5,250円	ケーブルインターネット加入に伴う外線工事(基本配線仕様)	
5) 有線音楽工事		5,250円	有線音楽放送の加入に伴う外線工事(機器等は別途ご相談下さい)	
6) 仮移設工事		5,250円	加入場所の建替え・改築等に伴う一時的な移設工事	
7) 名義変更手数料		5,250円	CATVのテレビ視聴権を他の者に譲渡する場合の手数料	
8) 復活手数料		5,250円	休止措置を行っていた加入場所を再接続する場合の手数料	
9) 相互受入手数料		3,150円	CATV連盟加盟の施設との相互受入制度を利用する場合の手数料	
9. 簡易セットトップボックス	販売価格	16,800円	地デジ/BS チューナー	
10. セットトップボックス(STB)	販売価格	26,250円	※別途CASカード管理費(月額 105円/台)が必要です。	
	レンタル料	525円	※CASカード管理費を含む	
11. 収納業務手数料	300円/1回	※振替え不能及び集金を希望する場合		

【注意事項】 1) 上記金額には消費税等が含まれております。

2) WOWOWの有料放送サービス料金、NHK受信料は含まれておりません。

別表 2 加入者が行う請求の種別とその料金

請求の種類	手数料
開示・訂正・利用停止・消去等	1件につき315円(郵送を希望される場合、別途郵送料が必要です。)

別表 3 加入者個人情報の種類とその保存期間

個人情報の種類	保存期間
氏名、住所、電話番号、口座番号及び名義人 サービス区分、お客様番号、課金情報	解約届出書を受理し工事金、利用料などが清算完了後、遅滞なく消去します。 ※解約届出書類は5年間の保管後に完全消去となります。
請求金額及び引き落とし情報	工事金、利用料の清算が完了した場合、会社の該当する期の決算後消去

別表 4 各種プラン及び有料チャンネル利用料金一覧

種 別	利用料金/月	備 考
BSコース	無料	STB設置により視聴可能なサービス
CSプラスコース	1,260円	STB設置により視聴可能なオプションサービス

## 【デジタル放送チャンネル】

種 別	利用料金/月	備 考
スターチャンネル プレミア3	2,100円	STB設置により視聴可能なオプションサービス BSを含む3チャンネルセット
スターチャンネル スターチャンネル プラス スターチャンネル クラシック	2,100円	STB設置により視聴可能なオプションサービス 3チャンネルセット名称「スターチャンネルマルチプレックス」
フジテレビ NEXT	1,050円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
衛星劇場	1,890円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
東映チャンネル	1,575円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
J-sports PLUS	1,365円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
グリーンチャンネル グリーンチャンネル 2	1,260円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル 2チャンネルセット名称「グリーンチャンネル」
SPEEDチャンネル	945円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
レインボーチャンネル ミッドナイトブルー パラダイステレビ	3,150円	STB設置により視聴可能なオプションサービス 3チャンネルセット名称「ゴールデンアダルトセット」
プレイボーイチャンネル ピンクチェリー	3,150円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル 2チャンネルセット名称「ちえりーぼーいセット」

## 【デジタルケーブルPPV(ペイパービュー)】

ERABO(エラボ)	ペイパービュー	STBと加入者通信回線により視聴可能となるオプションチャンネル 番組毎に購入可能
------------	---------	---

## CATV専用 B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008C)

(2005年4月1日より適用)

株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「当社」という)は、地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送(以下「デジタル放送」という)をご加入のケーブルテレビ局(以下「CATV会社」という)から受信するためのICカード(ビーキャスト(B-CAS)カード)(以下「カード」という)を、ご加入のCATV会社が使用を認めたセットトップボックスまたは受信機(以下「CATV用受信機器」という)で使用するために、お客様に貸与します。当社は、お客様がこの約款の内容に同意される場合に限り、このカードをお客様が使用することを許諾します。お客様がこの約款に同意し「B-CASカードユーザー登録申請書」に記名・捺印したときに「CATV専用B-CASカード使用許諾契約」(以下「本契約」という)が成立したものとみなしますので、事前にこの約款を必ずお読みください。(当社は、B-CAS方式の限定受信システム(CAS)やカードを統一的に運用・管理するためにデジタル放送の放送事業者等により設立された会社です)

## 第1条(カードの使用目的)

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、デジタル放送の番組の著作権保護や有料放送の視聴等に利用されています。このカードは、デジタル放送の無料放送、有料放送、ペイ・パー・ビュー放送、NHK、自動表示メッセージ、およびデータ放送の双方向サービス等の各種デジタル放送サービス(以下「放送サービス」という)を受信するために必要となります。

## 第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. お客様は、本契約に基づき、CATV用受信機器1台につき、カード1枚を使用することができます。

## 第3条(ユーザー登録)

お客様に対して、カードによる放送システムの円滑な運用や放送サービスの向上を図るために、当社は、第8条から第11条に規定するカード交換やバージョンアップ等のカードの運用管理業務を行います。この業務のために、お客様は次項に定める方法によりユーザー登録を行ってください。

2. お客様は、「B-CASカードユーザー登録申請書」に必要事項を記入のうえ、ご加入のCATV会社を通じて当社へ提出してください(以下この記入あるいは次項に定める通知された情報を「登録者情報」という)。お客様が「B-CASカードユーザー登録申請書」に記入し提出された登録者情報は、ご加入のCATV会社及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」という)を経由して当社へユーザー登録されます。お客様は、ユーザー登録後、転居、または結婚や相続等により登録者情報に変更が生じた場合には、ご加入のCATV会社を通じて当社へ変更の手続きを行ってください。
3. お客様が、デジタル放送の放送事業者に対してカードの使用を連絡された場合、当該放送事業者から当社へお客様の情報(カードID番号、氏名又は法人名、生年月日、住所、電話番号、担当者(法人のみ))が書面又は電子的方法により通知されることがあります。その場合、当社は通知された情報に基づいてお客様のユーザー登録を行います。
4. 当社は、登録者情報を、このカードの使用上の情報とみなします。

## 第4条(登録者情報の取扱い)

当社は、登録者情報を別に定めるガイドライン(当社ホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)より参照)に従って厳格に取扱います。

## 第5条(登録者情報の利用目的)

当社は、第3条第1項に規定するカードの運用管理業務を行うにあたり、カード使用者の確認、カード交換や紛失・盗難時のカード変更手続き、及び当社都合によるお客様へのカード交換依頼の連絡のために、お客様の登録者情報を利用します。

2. お客様が、NHKの自動表示メッセージの事前消去や受信契約の案内、有料放送等の加入勧誘、アンケート調査等の案内を受けることを希望される場合は、第3条第2項のユーザー登録の際に、当社から当社が定める情報提供先(NHK、BSデジタル放送の委託放送事業者をいう。以下同じ)への登録者情報(カードID番号、氏名又は法人名、生年月日、住所、電話番号、担当者(法人のみ))に限る。以下本条において同じ)の提供に同意が必要です。この同意があった場合には、当社は情報提供先に対し、お客様の登録者情報を書面又は電子的方法により提供することがあります。
3. お客様は、ご加入のCATV会社を通じて当社に連絡することにより、前項の登録者情報の提供の同意を取消することができます。

## 第6条(業務の委託)

当社は、第3条第1項に規定するカードの運用管理業務、及びユーザー登録関連業務の一部(第3条第2項、第5条第3項を参照)を、ご加入のCATV会社及びJCTAに委託しています。

2. 当社は、前項の業務委託において、ご加入のCATV会社及びJCTAが、お客様からのユーザー登録申請あるいは各種連絡に基づいて当社に送付するお客様の登録者情報を、委託業務の実施に必要な範囲内でその後も保持・利用することを認めます。

## 第7条(カードの管理等)

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないように十分注意(善良な管理者の注意)をしてください。カードを常時装着していないと、放送サービスの全部または一部を正常に受けられないことがあります。

## 第8条(カードの故障交換等)

お客様は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。

2. CATV会社は、カードの故障によって受信障害が発生した場合、当該カードを交換いたします。下記の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
  - ①カードを使用開始してから、3年以上経過している場合。
  - ②カードの故障が、お客様の不適切な取扱い(本契約違反の取扱いを含む)に起因するものである場合。
3. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、放送サービス等が受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

## 第9条(カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失、または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をCATV会社にお支払いいただけます。

2. 前項の場合、お客様からご加入のCATV会社を通じて連絡を受けた後、当社は前項の使用できなくなったカードを無効とする手続きを行います

## 第10条(カードの交換依頼等)

カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

## 第11条(不要となったカードの処置等)

お客様は、ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社を通じて当社にカードを返却しなければなりません。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

## 第12条(禁止事項等)

お客様は、ご加入のCATV会社が使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に、このカードを装着して使用することはできません。

2. お客様は、カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. お客様は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. お客様はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。但し、お客様と同一世帯の方に限り、お客様の責任において、このカードを使用させることができます。

## 第13条(契約違反)

お客様が本契約に違反(例えばカードの複製、変造、翻案等)した場合、当社は本契約を解除し、お客様に対し、そのカードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することがあります。

## 第14条(契約約款の変更)

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、当社のホームページに掲載します。

## [別表] カード再発行費用

第8条第2項および第9条第1項に規定するカード再発行費用2,000円(消費税込み)以下でCATV会社の定めによる。

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払い頂きます。

**【各種お問合せ窓口】**

**株式会社CATV富士五湖 お客様窓口**

**TEL 0555-22-1714**

**FAX 0555-22-3590**

**URL <http://www.fgo.jp>**

**E-mail [info@fgo.jp](mailto:info@fgo.jp)**

**【営業時間】 年中無休 8:30~19:00 (日曜祭日17:30まで)**